

第 78 号議案

大田区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 30 年 9 月 13 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区手数料条例の一部を改正する条例

大田区手数料条例（昭和 32 年条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 77 の項中「第 43 条第 1 項ただし書」を「第 43 条第 2 項第 2 号」に改め、同項を同表の 77 の 2 の項とし、同項の前に次のように加える。

77	建築基準法第 43 条第 2 項第 1 号の規定に基づく建築物の建築の認定の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料	31,000 円	認定申請のとき
----	--	-------------------------	----------	---------

別表第 1 の 101 の項の次に次のように加える。

101 の 2	建築基準法第 85 条第 6 項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	1 年を超えて使用する仮設建築物建築許可申請手数料	195,000 円	許可申請のとき
---------------	---	---------------------------	-----------	---------

付 則

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 67 号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（提案理由）

建築基準法の改正に伴い、必要な手数料を定めるほか、規定を整備するため、条例を改正する必要があるため、この案を提出する。

第 79 号議案

大田区青少年交流センター条例

上記の議案を提出する。

平成 30 年 9 月 13 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区青少年交流センター条例

(設置)

第 1 条 宿泊研修、団体生活等を通じて青少年の健全な育成を図るとともに、スポーツ、地域交流及び国際交流を推進する拠点とするため、大田区青少年交流センター（以下「青少年センター」という。）を大田区平和島四丁目 2 番 15 号に設置する。

(使用者の範囲)

第 2 条 青少年センターの施設及び設備（以下「施設等」という。）を使用できる者は、次に掲げる団体であって、その構成員の半数以上が区に在住し、在勤し、又は在学する者（以下「区内居住者等」という。）である 5 名以上の団体とする。

- (1) 青少年健全育成の活動を行う団体
- (2) スポーツに関する活動を行う団体
- (3) 地域交流又は国際交流の活動を行う団体
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、規則に定める団体

2 区長は、前項の規定による使用に特に支障がないと認めるときは、施設等を前項各号に掲げる者以外の者に使用させることができる。

(使用)

第 3 条 施設等を使用しようとする者は、あらかじめ区長に申請し、その承認を受けなければならない。

- 2 区長は、施設等の使用承認について、管理上必要な条件を付することができる。
- 3 区長は、規則で定めるところにより、前条第1項各号に掲げる者を当該各号列記の順序により施設等を優先して使用させることができる。
- 4 区が施設等を使用するとき又は区長が特に必要と認める事業のために施設等を使用するときは、前条に規定する者に優先して使用することができる。

(使用の制限)

第4条 施設等は、同一団体が引き続き3泊4日を超えて使用することができない。ただし、区長は、施設等の使用状況によって宿泊日数を延長することができる。

- 2 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認をしないものとする。
 - (1) 営利を目的とする行為があると認めるとき。
 - (2) 公の秩序を乱すおそれがあると認めるとき。
 - (3) 管理上支障があると認めるとき。
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が使用を適当でないと認めるとき。

(使用の変更及び取消し)

第5条 第3条第1項の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が、その承認された内容の変更又は取消しをしようとするときは、規則で定めるところにより、区長に変更又は取消しの申出をし、その承認を受けなければならない。

- 2 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者が承認された内容の使用条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用承認を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な行為により承認を受けたとき。
- (2) 使用の目的又は使用の条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (4) 災害、工事その他の都合により区長が必要と認めたとき。

(使用料等)

第6条 施設等の使用料は、別表のとおりとする。

- 2 特別に電気、ガス又は水道を使用するときは、区長が相当と認める実費を徴収することができる。
- 3 第1項の使用料及び前項の実費は、区が使用する場合は徴収しない。
- 4 使用者は、第1項の使用料及び第2項の実費を使用承認の際に納付しなければならない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 5 第1項の使用料は、区長が特に必要と認めるときは、減額し、又は免除することができる。

(使用料の不返還)

第7条 既に納めた使用料は、返還しない。ただし、規則で定めるところにより、その全部又は一部を返還することができる。

(設備の変更制限)

第8条 使用者は、施設等の使用に際して、特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ区長の承認を受けたときは、この限りでない。

(使用権の譲渡の禁止)

第9条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(入所の制限)

第10条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認める者に対し、青少年センターへの入所を断り、又は退所させることができる。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑をかける者
- (2) 青少年センター内において許可なく物品の販売その他の営業行為をする者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理上支障があると認める者
(原状回復の義務)

第11条 使用者は、施設等の使用を終了したとき又は使用の承認を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第12条 使用者は、施設等を損傷し、又は滅失させたときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第13条 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって次条の規定により指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、青少年センターの管理を行わせることができる。

2 前項の規定により青少年センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第2条、第3条（第4項を除く。）、第4条、第5条、第8条及び第10条の規定中「区長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者の指定手続)

第14条 区長は、次の要件を満たす団体を選定し、議会の議決を経て、これを指定管理者として指定するものとする。

- (1) 区民の公平かつ平等な使用が確保されること。
- (2) 青少年センターの効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理運営ができること。
- (3) 青少年センターの管理を安定して行う能力を有していること。

2 前項の規定による指定を受けようとする団体は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出しなければならない。

3 区長は、第1項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を告示する。指定を取り消し、又は青少年センターの管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第15条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 施設等の使用に関する業務
- (2) 施設等の維持管理に関する業務
- (3) 施設等の利用促進に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第16条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則その他区長が定める基準に従い、青少年センターの管理を行わなければならない。

2 指定管理者は、大田区個人情報保護条例（平成10年条例第66号）の定めるところにより個人に関する情報の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項及び第3項の規定は、公布の日から施行する。

2 第14条の規定による指定管理者の指定及びこれに伴う手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

3 区長又は指定管理者は、この条例の施行の日前においても、この条例の実施

のために必要な準備行為をすることができる。

別表（第6条関係）

1 宿泊を伴う場合

ア 宿泊室（1人1泊当たり）

施設名	区分	区内		区外
		青少年	一般	
和室	中学生以下	480円	660円	1,400円
	高校生	500円	720円	1,600円
	成人	580円	860円	2,000円
洋室	中学生以下	980円	1,700円	2,400円
	高校生	1,100円	1,900円	2,600円
	成人	1,300円	2,400円	3,400円
指導者室	成人	920円	1,500円	2,100円

備考

- (1) 青少年とは、第2条第1項第1号の団体を、一般とは、同項第2号から第4号までの団体を、区外とは、同項各号に掲げる団体であって、その構成員のうち区内居住者等が半数未満である5名以上の団体をいう。
- (2) 中学生以下とは、5歳から中学生に相当する年齢までの者を、高校生とは、高校生に相当する年齢の者を、成人とは、高校生を除く19歳以上の者をいう。
- (3) 宿泊をする者は、宿泊する最初の日の午後1時から入所できるものとし、退所する日の午後0時30分までに退所するものとする。
- (4) 使用時間は、宿泊する最初の日の午後1時から退所の日の午前10時までとする。
- (5) 第2条第2項の規定により洋室を使用する場合の使用時間は、宿泊する最初の日の午後3時から退所の日の午前10時までとする。
- (6) 前号の規定により使用する場合の使用料は、1人1泊当たり6,600円を上限として、区長が別に定める。ただし、1名で1室を使用する場合は、

当該別に定める額の5割増相当額とする。

イ 研修室、調理室及び体育室（1室当たり）

施設名	区分	区内		区外
		青少年	一般	
第1研修室	午前	1,600円	3,100円	4,700円
	午後	2,100円	4,200円	6,300円
	夜間	2,100円	4,200円	6,300円
第2研修室	午前	780円	1,600円	2,300円
	午後	1,000円	2,100円	3,100円
	夜間	1,000円	2,100円	3,100円
調理室	朝	1,000円	2,100円	3,100円
	昼	1,000円	2,100円	3,100円
	夜	1,000円	2,100円	3,100円
体育室	午前	1,600円	3,200円	4,800円
	午後A	1,300円	2,700円	4,000円
	午後B	1,300円	2,700円	4,000円
	夜間	1,600円	3,200円	4,800円

備考

- (1) 青少年とは、第2条第1項第1号の団体を、一般とは、同項第2号から第4号までの団体を、区外とは、同項各号に掲げる団体であって、その構成員のうち区内居住者等が半数未満である5名以上の団体をいう。
- (2) 研修室の午前とは、午前9時から正午まで、午後とは、午後1時から午後5時まで、夜間とは、午後6時から午後10時までとする。
- (3) 調理室の朝とは、午前5時から午前9時まで、昼とは、午前10時から午後2時まで、夜とは、午後4時から午後8時までとする。
- (4) 体育室の午前とは、午前9時から正午まで、午後Aとは、午後1時から午後3時30分まで、午後Bとは、午後4時から午後6時30分まで、夜間とは、午後7時から午後10時までとする。
- (5) 2区分以上を使用する場合に限り、その中間の時間（研修室においては正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までの時間、調理室においては午前9時から午前10時まで及び午後2時から午後4時までの時

間、体育室においては正午から午後1時まで、午後3時30分から午後4時まで及び午後6時30分から午後7時までの時間とする。)を使用することができる。この場合において、それぞれの中間の時間に係る使用料は、徴収しない。

(6) 第1研修室は、2分して使用することができる。この場合において、使用料は、本表使用料の5割相当額とする。

(7) 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。

2 宿泊を伴わない場合（1室あたり）

施設名	区分	区内		区外
		青少年	一般	
第1和室 第2和室	午前	980円	2,000円	2,900円
	午後	1,300円	2,600円	3,900円
	夜間	1,300円	2,600円	3,900円
第3和室	午前	600円	1,200円	1,800円
	午後	820円	1,600円	2,400円
	夜間	820円	1,600円	2,400円
第4和室 第5和室	午前	480円	940円	1,400円
	午後	620円	1,300円	1,900円
	夜間	620円	1,300円	1,900円
第6和室 第7和室	午前	380円	760円	1,100円
	午後	500円	1,000円	1,500円
	夜間	500円	1,000円	1,500円
第1研修室	午前	1,600円	3,100円	4,700円
	午後	2,100円	4,200円	6,300円
	夜間	2,100円	4,200円	6,300円
第2研修室	午前	780円	1,600円	2,300円
	午後	1,000円	2,100円	3,100円
	夜間	1,000円	2,100円	3,100円
調理室	昼	1,000円	2,100円	3,100円
	夜	1,000円	2,100円	3,100円
体育室	午前	1,600円	3,200円	4,800円
	午後A	1,300円	2,700円	4,000円
	午後B	1,300円	2,700円	4,000円
	夜間	1,600円	3,200円	4,800円

備考

- (1) 青少年とは、第2条第1項第1号の団体を、一般とは、同項第2号から第4号までの団体を、区外とは、同項各号に掲げる団体であつて、その構成員のうち区内居住者等が半数未満である5名以上の団体をいう。
- (2) 和室及び研修室の午前とは、午前9時から正午まで、午後とは、午後1時から午後5時まで、夜間とは、午後6時から午後10時までとする。
- (3) 調理室の昼とは、午前10時から午後2時まで、夜とは、午後4時から午後8時までとする。
- (4) 体育室の午前とは、午前9時から正午まで、午後Aとは、午後1時から午後3時30分まで、午後Bとは、午後4時から午後6時30分まで、夜間とは、午後7時から午後10時までとする。
- (5) 2区分以上を使用する場合に限り、その中間の時間（和室及び研修室においては正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までの時間、調理室においては午後2時から午後4時までの時間、体育室においては正午から午後1時まで、午後3時30分から午後4時まで及び午後6時30分から午後7時までの時間とする。）を使用することができる。この場合において、それぞれの中間の時間に係る使用料は、徴収しない。
- (6) 第1研修室は、2分して使用することができる。この場合において、使用料は、本表使用料の5割相当額とする。
- (7) 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。

3 その他

施設名	使用料
シャワー室	1回（5分以内）につき100円

（提案理由）

大田区青少年交流センターを設置し、その管理に関し必要な事項を定めるため、条例を制定する必要があるので、この案を提出する。

第 80 号議案

大田区コミュニティセンター羽田旭条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 30 年 9 月 13 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区コミュニティセンター羽田旭条例の一部を改正する条例

大田区コミュニティセンター羽田旭条例（平成 16 年条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 号を加える。

(4) ふれあいルーム

別表 1 体育室及び集会室の部中「及び集会室」を「、集会室及びふれあいルーム」に改め、同部に次のように加える。

ふれあいルーム	740 円	740 円	740 円	920 円
---------	-------	-------	-------	-------

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(提案理由)

大田区コミュニティセンター羽田旭において、児童館及び適応指導教室の仮設施設としての使用に伴い一時閉鎖していたふれあいルームの使用を再開するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 81 号議案

大田区立勝海舟記念館条例

上記の議案を提出する。

平成 30 年 9 月 13 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区立勝海舟記念館条例

(設置)

第 1 条 勝海舟にゆかりの深い旧清明文庫において、勝海舟の功績、地域の歴史等に関する資料を区民に公開・発信し、教養、学術及び文化の発展に寄与するため、大田区立勝海舟記念館（以下「記念館」という。）を大田区南千束二丁目 3 番 1 号に設置する。

(事業)

第 2 条 記念館は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 勝海舟及び旧清明文庫に関する資料等を収集し、保管し、及び展示すること。
- (2) 勝海舟及び旧清明文庫に関する調査研究及び情報発信に関すること。
- (3) 記念館の施設の利用に関すること。
- (4) 他の博物館、学校、図書館等の教育、学術又は文化に関する関係機関等と、相互の活動について連携すること。
- (5) 前各号のほか、目的を達成するために必要と認められること。

(入館料等)

第 3 条 記念館の入館料は、別表第 1 のとおりとする。ただし、特別な資料等を展示する場合の入館料は、別表第 2 の範囲内で区長が定める。

- 2 区長は、相当の理由があると認めるときは、前項の入館料を減額し、又は免除することができる。

(損害賠償の義務)

第4条 入館者は、記念館の施設、資料等を損傷し、又は滅失させたときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額の一部又は全部を免除することができる。

(入館の制限)

第5条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入館を禁止し、又は退館させることができる。

- (1) 秩序を乱すおそれがあるとき。
- (2) 展示品又は記念館の施設を損壊するおそれがあるとき。
- (3) その他管理上支障があるとき。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

区分	単位		入館料
一般	1人・1回	個人	300円
		団体	240円
中学生以下	1人・1回	個人	100円
		団体	80円

備考 本表において団体とは、20人以上のものをいう(次表において同じ。)

別表第2 (第3条関係)

区分	単位		入館料
一般	1人・1回	個人	500円

		団体	400 円
中学生以下	1 人・1 回	個人	200 円
		団体	160 円

(提案理由)

大田区立勝海舟記念館を設置し、その管理に関し必要な事項を定めるため、条例を制定する必要があるので、この案を提出する。

第 82 号議案

大田スタジアム条例

上記の議案を提出する。

平成 30 年 9 月 13 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田スタジアム条例

(設置)

第 1 条 区民の余暇活動の充実及び健康増進に寄与するため、大田スタジアム(以下「スタジアム」という。)を大田区東海一丁目 2 番 10 号に設置する。

(使用の承認)

第 2 条 スタジアムの施設、付帯設備又は特殊器具(以下「施設等」という。)を使用しようとする者は、区長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認をしないことができる。

(1) 公の秩序を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 管理上支障があると認めるとき。

(3) その他区長が使用を不相当と認めるとき。

3 区長は、第 1 項の承認にスタジアムの管理のため必要な範囲内で条件を付すことができる。

(使用料)

第 3 条 施設及び付帯設備の使用料は、別表第 1 及び別表第 2 のとおりとする。

2 特殊器具の使用料は、1 時間につき 1,000 円の範囲内において規則で定める。

3 前 2 項の使用料は、区が使用する場合は徴収しない。

(行為の制限)

第 4 条 スタジアムの敷地(以下「敷地」という。)を占用して次に掲げる行為

をしようとするときは、区長に申請し、その許可を受けなければならない。

- (1) 撮影をすること。
- (2) 物品を展示し、販売し、又は頒布すること。
- (3) 第2条の規定により使用の承認を受けた施設等以外で、集会その他これに類する催しを行うこと。

2 第2条第2項及び第3項の規定は、前項の許可について準用する。

(占用料)

第5条 前条の規定により許可を受けて敷地を占用する者からは、大田区立公園条例(昭和52年条例第19号)第12条第2項及びこれに基づく規則で定める占用料の額に相当する額の占用料を徴収する。

2 前項の占用料は、区が占用する場合は徴収しない。

(優先使用等)

第6条 区長は、次に掲げる場合においては、他の者に優先して施設等を使用し、若しくは使用させ、又は敷地を占用し、若しくは占用させることができる。

- (1) 区が主催し、又は共催する催物のために使用するとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めた催物のために使用するとき。

(使用料等の減免)

第7条 区長は、必要と認めるときは、規則で定めるところにより第3条第1項の使用料のうち別表第1に規定するもの及び第5条第1項の占用料を減額し、又は免除することができる。

2 区長は、次に該当する自動車を駐車場に駐車させる場合は、第3条第1項の使用料のうち別表第2に規定するものを免除することができる。

- (1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項に規定する緊急自動車

(2) その他区長が特別の理由があると認めた自動車

(使用料等の納付)

第8条 第2条第1項の規定により使用の承認を受けた者又は第4条第1項の規定により占有の許可を受けた者（以下「使用者等」という。）は、第3条第1項及び第2項の使用料又は第5条第1項の占有料（以下「使用料等」という。）を使用承認又は占有許可（以下「使用承認等」という。）の際に納付しなければならない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料等の不返還)

第9条 既に納めた使用料等は、返還しない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(特別の設備の承認)

第10条 使用者等は、あらかじめ区長の承認を受けたときは、特別の設備をすることができる。

2 区長は、スタジアムの管理運営上必要があると認めるときは、使用者等に対して特別の設備をさせ、又は前項の設備の変更を命じることができる。

(使用権等の譲渡等の禁止)

第11条 使用者等は、使用又は占有の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用承認等の取消し等)

第12条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用承認等を取り消し、又は使用若しくは占有を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 使用若しくは占有の目的又は使用承認等の条件に違反したとき。
- (2) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (3) 災害その他の事情によりスタジアムの使用ができなくなったとき。
- (4) 工事その他の都合により区長が特に必要と認めたとき。

(原状回復の義務)

第13条 使用者等は、施設等の使用又は敷地の占用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。前条の規定により使用承認等を取り消され、又は使用若しくは占用を停止されたときも、同様とする。

(損害賠償の義務)

第14条 使用者等は、施設等及び敷地を損傷し、滅失し、又は著しく汚したときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第15条 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて次条の規定により指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、スタジアムの管理の業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

- (1) 施設等の使用に関する業務
- (2) 施設等の維持及び修繕に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認める業務

(指定管理者の指定手続)

第16条 区長は、次の要件を満たす団体を選定し、議会の議決を経て、これを指定管理者として指定するものとする。

- (1) 区民の公平かつ平等な使用が確保されること。
- (2) スタジアムの効用を最大限に発揮するとともに、管理に係る経費の縮減が図られること。
- (3) スタジアムの管理を安定して行う能力及び実績を有していること。

2 前項の規定による指定を受けようとする団体は、事業計画書その他規則で定

める書類を区長に提出しなければならない。

- 3 区長は、第1項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を告示する。指定を取り消し、又はスタジアムの管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第17条 指定管理者は、この条例、これに基づく規則その他区長が定める基準に従い、スタジアムの管理を行わなければならない。

- 2 指定管理者は、大田区個人情報保護条例（平成10年条例第66号）の定めるところにより個人に関する情報の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。

(委任)

第18条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、平成31年7月1日から施行する。ただし、次項及び第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第16条の規定による指定管理者の指定及びこれに伴う手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。
- 3 区長又は指定管理者は、この条例の施行の日前においても、この条例の実施のために必要な準備行為をすることができる。

別表第1（第3条関係）

施設	区分	単位	使用日	使用料	
				チーム等の所在地	
				区内	区外
野球場		2時間以内	平日	7,500円	15,000円
			土曜・日曜・休日	12,500円	25,000円
付帯	電光掲示	一部使用 全部使用	1時間以内	500円	1,000円
				4,000円	8,000円

設 備	スコ アボ ード					
	グラ ウン ド照 明	半点灯	1 時間以内		3,800円	7,600円
		全点灯			7,200円	14,400円
		均一点灯			4,000円	8,000円
	小会議室	1 時間以内			200円	200円
	大会議室				500円	500円
	本部室				210円	210円

備考

- (1) スポーツに利用する場合で、入場料又はこれに類する金銭等を徴収する場合の野球場の使用料は、本表使用料（チーム等の所在地が区内にあっては区内の使用料、区外にあっては区外の使用料をいう。以下同じ。）の4倍に相当する額とする。
- (2) スポーツ以外に利用する場合の野球場の使用料は、本表使用料の5倍に相当する額とする。
- (3) 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- (4) 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。
- (5) 一部使用とは、電光掲示スコアボードにチーム名、得点、判定及び打順の表示をすること並びに放送室を使用することをいう。
- (6) 全部使用とは、前号のほか、電光掲示スコアボードに選手名及び審判名を表示すること並びに記録室を使用することをいう。
- (7) 小会議室、大会議室及び本部室は、野球場の使用の承認を受けた者のみ使用の申請ができるものとする。この場合において、物品の販売目的では使用できないものとする。

別表第2（第3条関係）

施設		区分	単位	使用料
駐車場	普通使用		1台・30分以内	100円
	特別使用			300円

備考

(1) 普通使用とは、車高（積載物又は取付物の高さを含む。）2.6メートル未満かつ車長6メートル未満の自動車を駐車させる場合をいう。

(2) 特別使用とは、前号以外の自動車を駐車させる場合をいう。

(提案理由)

大田スタジアムを設置し、その管理に関し必要な事項を定めるため、条例を制定する必要があるので、この案を提出する。

第 83 号議案

大田区立高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 30 年 9 月 13 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区立高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例

大田区立高齢者在宅サービスセンター条例（昭和 62 年条例第 35 号）の一部を
次のように改正する。

別表第 1 大田区立南馬込高齢者在宅サービスセンターの項を削る。

付 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

南馬込高齢者在宅サービスセンターを廃止するため、条例を改正する必要がある
るので、この案を提出する。

第 84 号議案

大田区介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 30 年 9 月 13 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区介護保険条例の一部を改正する条例

大田区介護保険条例（平成 12 年条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 6 号ア中「第 38 条第 4 項」を「第 22 条の 2 第 2 項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

介護保険法施行令の改正に伴い、規定を整理するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 85 号議案

大田区立心身障害児通所施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 30 年 9 月 13 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区立心身障害児通所施設条例の一部を改正する条例

大田区立心身障害児通所施設条例（平成 3 年条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 2 号及び第 4 条第 5 項中「第 5 条第 16 項」を「第 5 条第 18 項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴い、規定を整理するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 86 号議案

大田区立志茂田福祉センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 30 年 9 月 13 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区立志茂田福祉センター条例の一部を改正する条例

大田区立志茂田福祉センター条例（平成 5 年条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「（主たる対象者を身体障害者とする。）」を削り、同条第 3 号中「第 5 条第 16 項」を「第 5 条第 18 項」に改める。

第 3 条第 1 号に次のように加える。

ウ 知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 15 条の 4 に規定する措置
を受けた者

第 3 条第 2 号イ中「（昭和 35 年法律第 37 号）」を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の改正に伴い、自立訓練の利用資格を広げるほか、規定を整理するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 87 号議案

大田区立上池台障害者福祉会館条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 30 年 9 月 13 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区立上池台障害者福祉会館条例の一部を改正する条例

第 1 条 大田区立上池台障害者福祉会館条例（昭和 54 年条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「（主たる対象者を身体障害者とする。）」を削り、同条第 6 号中「第 5 条第 16 項」を「第 5 条第 18 項」に改める。

第 4 条第 1 項中「前条第 1 号、第 3 号及び第 4 号」を「前条第 1 号及び第 4 号」に改め、同条第 3 項中「前 2 項」を「前 3 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前条第 3 号に規定する施設を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者
- (2) 身体障害者福祉法第 18 条第 1 項に規定する措置を受けた者
- (3) 知的障害者福祉法第 15 条の 4 に規定する措置を受けた者

第 5 条第 1 項中「前条第 1 項第 1 号及び第 2 項第 1 号」を「前条第 1 項第 1 号、第 2 項第 1 号及び第 3 項第 1 号」に改める。

第 6 条第 1 項中「第 4 条第 1 項第 1 号及び第 2 項第 1 号」を「第 4 条第 1 項第 1 号、第 2 項第 1 号及び第 3 項第 1 号」に改める。

第 2 条 大田区立上池台障害者福祉会館条例の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条第 8 号中「次条第 6 号及び第 7 号」を「次条第 5 号及び第

6号」に改め、同号を同条第7号とし、同条第9号を同条第8号とする。

第3条第3号を削り、同条第4号中「前条第4号」を「前条第3号」に改め、同号を同条第3号とし、同条第5号中「前条第5号」を「前条第4号」に改め、同号を同条第4号とし、同条中第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

第4条第1項中「前条第1号及び第4号」を「前条第1号及び第3号」に改め、同条第2項中「前条第2号及び第5号」を「前条第2号及び第4号」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「前条第6号及び第7号」を「前条第5号及び第6号」に、「前3項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とする。

第5条第1項中「前条第1項第1号、第2項第1号及び第3項第1号」を「前条第1項第1号及び第2項第1号」に、「第3条第1号から第5号まで」を「第3条第1号から第4号まで」に改め、同条第2項中「第3条第6号及び第7号」を「第3条第5号及び第6号」に改める。

第6条第1項中「第4条第1項第1号、第2項第1号及び第3項第1号」を「第4条第1項第1号及び第2項第1号」に、「第3条第1号から第5号まで」を「第3条第1号から第4号まで」に改め、同条第3項中「第3条第1号から第3号まで」を「第3条第1号及び第2号」に改め、同条第4項中「第3条第6号及び第7号」を「第3条第5号及び第6号」に改める。

第6条の2中「第2条第6号」を「第2条第5号」に改める。

第9条及び第10条中「第3条第6号及び第7号」を「第3条第5号及び第6号」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定の施行の際、現に同条の規定による改正前の大田区立上池台障害者福祉会館条例（以下「旧条例」という。）第4条第3項各号のいずれかに該当する者として旧条例第2条第3号に規定する事業を利用している者は、大田区立志茂田福祉センター条例（平成5年条例第28号）第2条第1号又は大田区立障がい者総合サポートセンター条例（平成26年条例第26号）第2条第1号に規定する事業を利用している者とみなす。

（提案理由）

自立訓練を提供する事業を廃止するほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の改正に伴う規定の整備をするため、条例を改正する必要があるため、この案を提出する。

第 88 号議案

大田区立障がい者総合サポートセンター条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 30 年 9 月 13 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区立障がい者総合サポートセンター条例の一部を改正する条例
大田区立障がい者総合サポートセンター条例（平成 26 年条例第 26 号）の一部
を次のように改正する。

第 1 条中「障害者に」を「障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）に」
に、「障害者の」を「障害者等の」に改める。

第 2 条中第 12 号を第 15 号とし、第 6 号から第 11 号までを 3 号ずつ繰り下げ、
同条に第 8 号として次の 1 号を加える。

（8） 児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 7 項の障害児相談支援事業に関する事

第 2 条中第 5 号を第 7 号とし、第 4 号を第 6 号とし、同号の前に次の 2 号を加
える。

（4） 法第 5 条第 8 項の短期入所を提供する事業に関する事

（5） 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 2 の 2 第 4 項の放課後等
デイサービスを提供する事業に関する事

第 3 条第 1 号中「第 11 号」を「第 14 号」に改める。

第 4 条第 1 項中「第 3 号」を「第 4 号」に改め、同条第 3 項中「第 2 条第 5 号」
を「第 2 条第 7 号」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「第 2 条第 4
号」を「第 2 条第 6 号」に改め、同項を同条第 3 項とし、同項の前に次の 1 項を
加える。

2 第 2 条第 5 号に規定する事業の対象者は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26
号）第 1 条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している児童で

あって、その保護者が児童福祉法第21条の5の7第9項に規定する通所受給者証の交付を受けている者とする。

第4条に次の1項を加える。

- 5 第2条第8号に規定する事業の対象者は、児童福祉法第24条の26第1項各号に掲げる者とする。

第5条第1項中「第3号」を「第4号」に改め、同条中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、同項の前に次の1項を加える。

- 5 前条第5項の者が、第2条第8号に規定する事業を利用しようとするときは、規則で定めるところにより、区長と契約するものとする。

第5条第3項中「前条第3項」を「前条第4項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前条第2項」を「前条第3項」に改め、同項を同条第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

- 2 前条第2項の者が、第2条第5号に規定する事業を利用しようとするときは、規則で定めるところにより、区長と契約するものとする。

第6条第1項中「第3号」を「第4号」に改め、「額）」の次に「及び同条第1項に規定する特定費用の額」を加え、同条中第4項を第6項とし、同項の前に次の1項を加える。

- 5 区長は、第4条第5項の者が第2条第8号に規定する事業を利用するときは、児童福祉法第24条の26第2項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（法その他の法令に基づく給付を代理受領する場合にあっては、当該額から当該代理受領する額を控除して得た額）を当該事業を利用する者から徴収するものとする。

第6条第3項中「第4条第3項」を「第4条第4項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「第4条第2項」を「第4条第3項」に改め、同項を同条第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

2 区長は、第4条第2項の者が第2条第5号に規定する事業を利用するときは、児童福祉法第21条の5の3第2項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（法その他の法令に基づく給付を代理受領する場合にあっては、当該額から当該代理受領する額を控除して得た額）及び同条第1項に規定する通所特定費用の額を当該事業を利用する者から徴収するものとする。

第7条中「第3項」を「第5項」に改める。

第8条中「第5条第4項」を「第5条第6項」に改め、同条第1号中「第5条第5項各号」を「第5条第7項各号」に改める。

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（提案理由）

障がい者総合サポートセンターにおいて新たに短期入所及び放課後等デイサービスを提供する事業等を実施するほか、規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。